

環境活動レポート

第02号

(対象期間:平成28年9月1日～平成29年3月31日)



作成年月日：平成29年5月12日

有限会社 丸善冷機工業

目 次

I.	組織の概要	…	P 1
II.	環境方針	…	P 2
III.	実施体制	…	P 3
IV.	環境目標	…	P 4
V.	環境活動計画	…	P 5
VI.	環境目標の実績	…	P 6
VII.	環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容	…	P 7
VIII.	当社の取り組み	…	P 8
IX.	環境関連法規の遵守状況	…	P 9
X.	代表者による全体の評価と見直し結果	…	P 10

I 組織の概要

1. 事業所名及び代表者名

有限会社 丸善冷機工業

代表取締役 諸星 則司

2. 所在地

名称	所在地	延床面積	備考
本社工場	静岡県沼津市足高396番地の49	1,033㎡	

3. 環境管理責任者、事務担当者の氏名及び連絡先

環境管理責任者 市川直人

TEL 055-922-1918

事務担当者 市川直人

E-mail n.ichikawa@maruzenkoki.co.jp

4. 事業活動

冷凍機の製造、板金加工、溶接、金属部品加工

5. 事業規模

平成29年4月1日現在

項目	内容
売上高	3億1,900万円
従業員数	19名

6. 事業年度

4月1日～翌年3月31日

7. 認証・登録の対象範囲

活動; 全事業活動

対象組織; 本社工場

Ⅱ 環境方針

有限会社 丸善冷機工業 環境方針

[環境理念]

有限会社丸善冷機工業は、冷凍機の製造、板金加工、溶接、金属部品加工の業務を通じて温暖で自然豊かな地域環境、さらには地球規模の環境を守るため、常に環境に配慮した事業活動に努め、環境と調和した経済発展に寄与する企業を目指します。

[基本方針]

当社は環境理念に基づき、以下の基本方針を定め、継続的な環境経営を展開します。

1. 二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量等の削減に努めます
 - 1) 電気、軽油、ガソリン等の使用量削減に努めます
 - 2) 3R活動の展開による廃棄物の削減に努めます
 - 3) 節水活動による水使用量の削減に努めます
2. 環境関連法規制等の遵守
環境関連法規制を遵守します
3. 環境に配慮した製造活動
 - 1) 事務用品や原材料等のグリーン購入に努めます
 - 2) 環境に配慮した製品作りを推進します
4. 環境コミュニケーションの実施
 - 1) 社外に環境活動レポートを公開し、利害関係者のみならず社会とのより良いコミュニケーションを図って行きます
 - 2) 社内においては、全従業員に環境方針を周知し、全社員参画による取組を目指します

制定年月日 平成28年8月1日(初版)

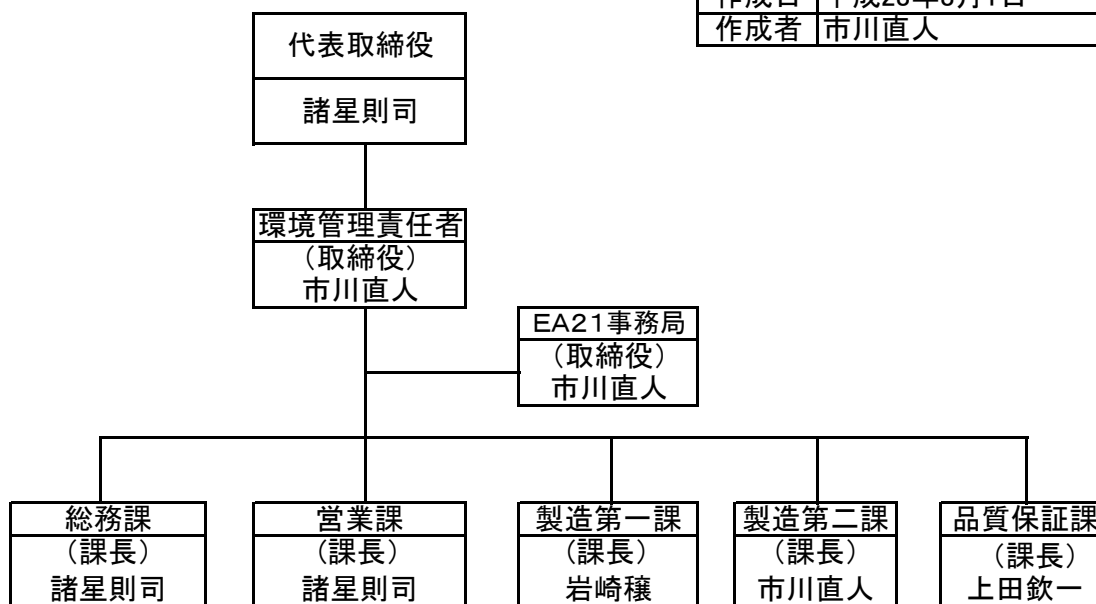
有限会社 丸善冷機工業

代表取締役 諸星 則司

来歴	日付	作成者	内容
2版	平成29年5月12日	市川	1.4) 化学物質の適正使用削除

Ⅲ 実施体制

作成日	平成28年8月1日
作成者	市川直人



<関係者の権限と役割>

社長

- ① 環境経営全般に関する責任と権限
- ② 環境経営に必要な資源の準備
- ③ 環境経営システム全体の評価と見直し
- ④ 環境管理責任者の任命

環境管理責任者

- ① 環境経営システム全般の運用・管理
- ② 環境目標及び環境活動計画の作成
- ③ 取組状況の社長への報告
- ④ 環境活動レポートの作成

EA21事務局

- ① 環境負荷データ等の集計
- ② 環境目標・環境活動計画の進行管理
- ③ 「環境負荷」及び「環境への取組」の自己チェックの実施
- ④ 環境管理責任者へ取組状況の報告
- ⑤ 法規制の遵守状況チェック
- ⑥ 文書・記録の管理

各部門長

- ① 部門の環境活動計画の実施
- ② 部門データの集計
- ③ 部門の問題点把握と是正対策の実施
- ④ 部門取組状況の事務局への報告
- ⑤ 部門の従業員教育

その他の従業員

- ① 自分の役割を守りエコアクション21活動を推進する

IV 環境目標

作成日	作成者
平成28年 12月26日	市川

運用期間(平成28年9月～平成29年3月)の環境目標

項目	単位	基準期間	運用期間		
		平成27年9月～平成28年3月	平成28年9月～平成29年3月		
		基準値	削減率等	目標値	
二酸化炭素排出量	kg-CO ₂	54,539	-1%	53,994	
内訳	電力	kWh	70,244	-1%	69,542
	ガソリン	L	4,513	-1%	4,468
	軽油	L	1,138	-1%	1,127
	灯油	L	2,248	-1%	2,225
	プロパンガス	kg	—		現状把握
廃棄物排出量	産業廃棄物	t	1.2	-1%	1.2
	一般廃棄物	kg	172.0		現状把握
水使用量	m ³	324	-1%	321	
グリーン購入(事務用品)	件	—		現状把握	
内作品不良率の低減	%	—		現状把握	

<備考>

- 「購入電力」の二酸化炭素排出係数は、東京電力(平成26年度)の「0.505kg-CO₂/kWh」を使用した。
- PRTR物質を不使用の為、化学物質に関する目標は設定しない。

短期・中期の環境目標

環境目標は、平成27年度を基準年とした基準年比で示す。

項目	単位	基準年度	削減率等			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
二酸化炭素排出量	kg-CO ₂	86,793	-1%	-2%	-3%	
内訳	電力	kWh	115,176	-1%	-2%	-3%
	ガソリン	L	7,881	-1%	-2%	-3%
	軽油	L	1,803	-1%	-2%	-3%
	灯油	L	2,248	-1%	-2%	-3%
	プロパンガス	kg	—	現状把握	平成29年度から設定	平成29年度から設定
廃棄物排出量	産業廃棄物	t	1.4	-1%	-2%	-3%
	一般廃棄物	kg	360.0	-1%	-2%	-3%
水使用量	m ³	482	-1%	-2%	-3%	
グリーン購入(事務用品)	件	—	現状把握	平成29年度から設定	平成29年度から設定	
内作品不良率の低減	%	—	現状把握	平成29年度から設定	平成29年度から設定	

<備考>

- 「購入電力」の二酸化炭素排出係数は、東京電力(平成26年度)の「0.505kg-CO₂/kWh」を使用した。
- 「グリーン購入」は過去実績がないため、平成28年度に現状把握を行い、平成29年度から数値目標を設定する。
- 製品サービスの目標は「顧客グリーン調達基準外」とする。

V 環境活動計画

作成日	作成者
平成28年 12月26日	市川

(取組期間:平成28年9月～平成29年3月)

環境活動項目		責任者	スケジュール									
			9月	10月	11月	12月	平成29年1月	2月	3月			
二酸化炭素の削減	ガソリン・軽油の削減	A unnecessaryアイドリングの禁止										
		B unnecessary荷物を積まない(1回/月チェックする)										
		C 急発進・急加速の禁止										
		D 早めにシフトアップ										
		E 低冷房運転の励行										
	電気使用量の削減	諸星	A エアコンの設定温度を夏季27℃、冬季20℃に設定									
			B クールビズ、ウォームビズの実施									
			C 空調フィルターの定期清掃(夏前、冬前 2回/年)									
			D 高効率照明の採用(LED、HF蛍光灯、高効率水銀灯)					12月下旬実施				
		市川	E 製造工程の見直し									
			F コンプレッサーのエア漏れチェック	月初点検	月初点検	月初点検	月初点検	月初点検	月初点検	月初点検		
			G 未使用設備の電源OFF(製造設備・OA機器・他)									
			H 段取り時間の短縮									
			I 不良品の削減(不良率2%以下)									
J 5S活動の実施												
水使用量の削減	諸星	A 洗車時の節水										
		B 水もれ点検の実施										
		C 手洗い時の節水活動の実施										
廃棄物の削減	諸星	A コピー用紙の両面使用										
		B 封筒などの再利用										
		C 廃油(作動油)の削減										
グリーン購入	諸星	A グリーン購入の実績把握										
		B グリーン商品の優先購入検討										
顧客グリーン調達基準	岩崎	A 環境に配慮した製品作り(定期的にミルシートの入手)										
		B SDSの入手										

VI 環境目標の実績

作成日	作成者
平成29年 5月12日	市川

運用期間(平成28年9月～平成29年3月)の環境目標の実績

前年同期実績をベースに、運用期間(平成28年9月～平成29年3月)の実績・評価を以下に示す。

項目	単位	基準期間	運用期間					
		平成27年9月 ～ 平成28年3月	平成28年9月～平成29年3月					
		基準値	削減率等	目標値	実績値	削減比率	評価	
二酸化炭素排出量	kg-CO ₂	54,539	-1%	53,994	57,878	6.1%	×	
内訳	電力	kWh	70,244	-1%	69,542	84,331	20.1%	×
	ガソリン	L	4,513	-1%	4,468	2,889	-36.0%	○
	軽油	L	1,138	-1%	1,127	735	-35.4%	○
	灯油	L	2,248	0	2,225	2,600	15.7%	×
	プロパンガス(LPG)	kg	—		現状把握	58.7kg		○
廃棄物排出量	産業廃棄物	t	1.2	-1%	1.2	1.0	-16.7%	○
	一般廃棄物	kg	—		現状把握	442		○
水使用量	m ³	324	-1%	321	334	3.1%	×	
グリーン購入(事務用品)	—	—		現状把握	4件		○	
内作品不良率の低減	%	—		現状把握	1.5%		○	

＜備考＞削減比率は、目標値に対する削減量の割合である。

＜原因分析・是正処理＞

電力	原因分析	仕事量の増加に伴い稼働時間が増加した。
	是正処置	仕事量増加は一過性の為目標値はそのままとする。
水使用量	原因分析	仕事量の増加に伴いクーラントにたいする添加量が増加した。
	是正処置	仕事量増加は一過性の為目標値はそのままとする。
軽油	原因分析	納品用2t・4tトラックに使用しているが、納品頻度の減少により低減した。
	是正処置	2t・4tトラックの使用は仕事量の影響を受けるため、目標値はそのままとする。
ガソリン	原因分析	納品用1tトラックに使用しているが、納品頻度の減少により低減した。
	是正処置	頻度は顧客よりの要望により変動するため、目標値はそのままとする。
灯油	原因分析	暖房用ストーブの使用開始がひと月早かった為、使用量が増加した。
	是正処置	ストーブのみの使用の為気温の影響を受け易いので、ウォームビズ等を推奨する。

VII 環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容

作成日	作成者
平成29年 5月12日	市川

(取組期間: 平成28年9月～平成29年3月)

環境活動項目		責任者	評価	コメント	今後(次年度)の取組内容	
二酸化炭素の削減	ガソリン・軽油の削減	A unnecessaryアイドリングの禁止	○	・環境活動の取組により従業員のエコドライブ意識は浸透しつつある。	継続	
		B 不要な荷物を積まない(1回/月チェックする)	○			
		C 急発進・急加速の禁止	○			
		D 早めにシフトアップ	○			
		E 低冷房運転の励行	○			
	電気使用量の削減	諸星	A エアコンの設定温度を夏季27℃、冬季20℃に設定	○	・コンプレッサーは異常が見つかったため、修理しました。 ・作業工程を一部見直し、時間の短縮を図った。 ・不良品の削減は現状把握を行ったので、次年度より目標を設定する。	継続
			B クールビズ、ウォームビズの実施	○		
			C 空調フィルターの定期清掃(夏前、冬前 2回/年)	○		
			D 高効率照明の採用(LED、HF蛍光灯、高効率水銀灯)	△		
			E 製造工程の見直し	△		
		市川	F コンプレッサーのエア漏れチェック	○		
			G 未使用設備の電源OFF(製造設備・OA機器・他)	○		
			H 段取り時間の短縮	△		
			I 不良品の削減(現状把握)	○		
J 5S活動の実施	△					
水使用量の削減	諸星	A 洗車時の節水	○	・水道蛇口には、全て節水コマを設置予定	継続	
		B 水もれ点検の実施	○			
		C 手洗い時の節水活動の実施	○			
廃棄物の削減	諸星	A コピー用紙の両面使用	○	・切粉受けより廃油を回収し再利用したが、ポンプの不具合により徹底されなかった。	継続	
		B 封筒などの再利用	○			
		C 廃油(作動油)の削減	△			
グリーン購入	諸星	A グリーン購入の実績把握	○	期間内に実績の把握をした。	継続	
		B グリーン商品の優先購入検討	○			
顧客グリーン調達基準	岩崎	A 環境に配慮した製品作り(定期的にもルシートの入手)	○	定期的にもルシートを入手済み	継続	
		B SDSの入手	○			

<備考>

1. 取組期間の評価は平成28年9月～平成29年3月の9ヶ月間の実績評価である。
2. 評価判定は○・△・×の3段階で行なった。

Ⅷ 当社の取組み

◆社内注意書きで社員の意識づけ◆



◆ごみの分別で処理時のCO2削減◆



◆経営資源の投入◆



工場内の照明をLED化

Ⅹ 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

1. 環境関連法規等の遵守状況

当社に適用される環境関連法規等の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

初版 作成日 平成28年8月20日

評価日 平成28年9月1日

評価者 環境管理責任者 市川 直人

法律・条例		条項	遵守事項または規制基準	当社の適用及び対応	遵守評価	
義務	騒音規制法	第5条	規制基準値の遵守(昼間70dB)	騒音の測定(市及び自主検査)	○	
		第6条	特定施設の届出	コンプレッサー3台等	○	
		第8条	特定施設の数等の変更の届出	変更無し	該当なし	
		振動規制法	第5条	規制基準値の遵守(昼間70dB)	体感振動なし	○
			第6条	特定施設の届出	コンプレッサー3台等	○
			第8条	特定施設の変更等の届出	届出内容の変更無し	該当なし
		有機溶剤中毒防止規則	第2条の1	第3種有機溶剤適用除外	使用量が微量であり適用外	○
		廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	第6条の2第6項	一般廃棄物の収集運搬業者への委託処理	市条例の収集・処理基準の遵守	○
	第12条第2項		産業廃棄物の適正保管	保管基準の遵守、保管場所の表示	○	
	第12条第5項		産業廃棄物の委託処理	収集運搬及び処分許可業者への委託	該当なし	
	第12条第6項		運搬又は処分を委託する場合の処理基準の遵守	処理業者と契約契約書の締結	該当なし	
	第12条の3第1項		マニフェストの交付		該当なし	
	第12条の3第2項		マニフェストの保管	A票、5年間保管	該当なし	
	第12条の3第6項		マニフェストの保管	B2、D、E票の5年間保管	該当なし	
	第12条の3第7項		マニフェスト交付状況の知事報告	6/30までに報告書提出	該当なし	
	第12条の3第8項		管理票写しの送付がない時の適切な措置の実施	運搬又は処分業者からのD/E票の期間内返却	該当なし	
	消防法	第9条の4	少量危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱基準	灯油400ℓで届出済み	○	
		第11条	指定数量以上の危険物保管の届出	指定数量以上の危険物の保管の消防署への届出	該当なし	
		第13条	危険物の取扱作業に関して保安の監督	危険物取扱者の設置	該当なし	
		第17条の3	消防用設備等の点検及び報告	消火設備の定期点検	○	
	リサイクル法(資源の有効な利用の促進に関する法律)	第4条	指定再資源化製品のリサイクルへの協力(適正廃棄)	パソコン、小型二次電池等の廃棄時	該当なし	
	家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)	第6条	特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬をする者等への適切な引き渡し、料金の支払	指定家電廃棄時のサイクル料金の支払	該当なし	
	自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)	第8条	使用済自動車の引渡義務		該当なし	
		第73条	使用済自動車の引き取り業者への引き渡し	リサイクル料金の支払(廃車時)	該当なし	
	フロン排出抑制法	第41条	第1種特定製品廃棄等実施者の引渡義務	製品管理者のフロン類回収業者へのフロン類の引き渡し義務 簡易点検の実施(3ヶ月に1度)	○	
	その他	明電舎グリーン調達基準		六価クロム 鉛 カドミ等	○	
	静岡県条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例	第52条	騒音基準の遵守義務		○
			第53条	騒音特定施設の届出	空気圧縮機(原動機の定格出力が3.75kw)	○
			第55条	騒音特定施設変更の届出		該当なし
			第79条	振動基準の遵守義務		○
第80条			振動特定施設の届出	金属加工機械(せん断機)	○	
第82条		振動特定施設の変更等の届出		該当なし		
静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例		第8条	産業廃棄物管理責任者の設置		該当なし	
第10条	委託先の実地確認と記録の保存	現地確認記録の保管	該当なし			
法令	環境基本法	第8条	自主努力義務、行政への協力	EA21の取組	○	
	地球温暖化対策推進法	第5条	自主努力義務、行政への協力	EA21の取組	○	
	循環型社会形成推進基本法	第11条	廃棄物の3R及び適正処理の推進	廃棄物の分別、行政への協力	○	
	グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)	第5条	事業者の責務(国等の施策への協力等)	物品の購入、借り受け等する場合の環境物品等の選択	○	
	省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)	第4条	省エネの自主努力	省エネ型モーターへの切替え	該当なし	
責務・努力						

2. 違反、訴訟等の有無

当社に対し関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟は過去3年間ありませんでした。

X 代表者による全体評価と見直しの結果

平成28年9月の運用開始から9ヶ月間の取組について、期間中の環境目標の達成状況及び環境活動計画の実施状況等について評価を行なった。

その結果、電気使用量、水使用量及び灯油使用量は目標未達成であったが、全体的には良い結果が得られたと思う。

今回6ヶ月間という期間の評価を行い、是正処置の必要な問題も見つけ且つ現状把握を行うこともできた。このことによりシステムの有効性・取組の適切性はあると判断できる。目標の妥当性は次年度の結果を踏まえて検討が必要である。

但し、目標未達成の4項目については月次の変動があるため年間を通じて是正の検討が必要である。

取組を進めて行く上では、従業員の意識改革が何よりも重要なことから、社員教育を含めた社内コミュニケーションの充実を図ることが大切である。

このため、環境管理責任者に対し、朝礼や部門会議等の場を活用し、社員への周知を図るよう指示したところである。

エコアクション21の取組が、企業経営者のみならず個々の従業員にとっても有意義なものとなることを期待する。

平成29年5月9日

有限会社丸善冷機工業

代表取締役社長 諸星 則司